

議 会 資 料	議案第 31 号
人権市民協働課	

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

志摩市では、一般財団法人自治体国際化協会（以下、「協会」）が総務省・外務省・文部科学省と協力して実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」を活用して、語学指導又は国際交流活動を行う外国青年（以下「外国青年」という。）を配置しており、その報酬額は本事業で定められた標準的な報酬額となっています。

しかしながら、この度、外国青年が近年の円安や物価高騰により、以前の報酬では生活水準の維持が厳しくなっていることや、外国青年の質及び多様な人材の確保のため、協会より本事業の標準報酬額を令和7年4月1日から引き上げる旨の通知がありました。

そのため、志摩市においても条例を改正し、本事業の標準報酬額に合わせることにします。

2. 改正する条例の要点

外国青年の報酬額の上限を年額396万円から年額432万円に改正します。
なお、条例の施行日は令和7年4月1日とします。

3. 改正による効果等

外国青年の生活水準の維持及び人材確保に効果があります。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年志摩市条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（報酬） 第2条 （略） 2 前項で定める報酬の額は、年額<u>396万円</u>の範囲内で、任命権者が市長と協議して定める。 3・4 （略）	（報酬） 第2条 （略） 2 前項で定める報酬の額は、年額<u>432万円</u>の範囲内で、任命権者が市長と協議して定める。 3・4 （略）